



## 障害者と旭川市の地域資源： 手引きの作成をとおして

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久川, ひとみ メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00007826">https://doi.org/10.32150/00007826</a>

# 障害者と旭川市の地域資源

## —手引きの作成をとおして—

久川ひとみ\*

障害を持って生まれた、あるいは途中で障害を持つことを余儀なくされた人々のことを示す“障害”とは、社会的に生きていく上で、生活上差し障りがあるが故に生じてくるものと考え、現在、社会資源が充実してきている旭川市では、市民によるその有効利用がぜひとも必要であろう。

各関係機関において長い間の実践から工夫された、社会資源について紹介されている各種の小冊子や資料は、法上・制度上で、分類されていることが多く、利用者にとっては必ずしも使いやすいものとはいえない。

障害者やその親御さんの立場から地域資源の手引きを作ることは、その悩みや解決の糸口をつかむための一助になるのではないだろうか。また、それは社会資源の将来の展望をつかむ上での資料となりうるものと考え、調査と地域資源の手引きの作成に取り組んだ。

地域の課題として、①障害と老人とのかかわり、②社会資源に精通した人、センターの必要性、③情報の操作、④関係機関の人と人との交流、など地域全体で住民が社会資源を知る、などその方向をめざした社会づくり人づくりが急務である。  
(キーワード：障害者、社会資源、手引き)

### 1. はじめに

旭川市で平成元年4月1日現在、身体障害者手帳を交付されている方が12,519名、療育手帳を交付されている方が1,090名いる。今年で開基百年の歴史を持つ旭川市では、昭和40年代から福祉村が設置され、施設を始め諸社会資源は近年質的にも量的にも充実してきている。その中で現在問われていることの一つは、その社会資源の有効利用ではないだろうか。

本人の意志にかかわらず障害を持って生まれた、あるいは途中で障害を持つことを余儀なくされた人々のことを示す“障害”とは、社会的に生きていく上で社会基盤が整備されていないが故に生じてくるものと考え。したがって、社会基盤の地域全体での整備、しっかりした土台と中身の充実、その有効利用が必要であり、障害者、またはその家族の方が人生の見通しをしっかりと持てるような地域づくりが必要である。

具体的には、悩みをどこに相談に行けばよいのか、経済的にはどんな保障があるのか、どのような教育を受けることができるのか、どんな仕事に就けるのか、親亡き後はどうするのかなどの身近な1つ1つの項目を解決する場あるいは人が必要であり、これらの問題が市民に周知されることも大切である。

関係機関からは、長い間の積み重ねから生まれた多種多様な小冊子やパンフレットが出され、かなり工夫されてきている。しかし、それは特定の機関ごとに限定され、あるいは法律上、制度上分類されており、利用者にとっては必ずしも使いやすいものとはなっていない。

そこで筆者は、障害者、その家族の方、さらに関係機関の方々が、障害者のライフサイクルの中でぶつかる諸問題の参考にできるような、地域に密着した手引きを作成することによって、現在の地域資源がより有効に機能しうることを目的とし、旭川における社会資源の実態を押さえて、将来の展望の1つの資料にしたいと考えた。

旭川市において障害者を取りまく社会資源がどのくらい存在しているのか、知りうる限り資料を集め、カード化した。また、今後社会資源がますます充実してゆくことを予想し、資料を全て、コンピューターに入力し、データの検索ができるようにした。

資料としては、旭川市福祉部発行の心身障害者福祉手帳<sup>1)</sup>、社会福祉の概要<sup>2)</sup>、北海道社会福祉協議会発行の道民福祉ガイド<sup>3)</sup>、北海道の福祉指標<sup>4)</sup>、旭川市精神衛生協会発行の旭川精神衛生ハンドブック<sup>5)</sup>を参考にした。

同時に、市役所、児童相談所、保健所、社会福祉協議会、学校、療育センター、障害者団体、ボランティア団体等をまわって資料収集および、聞き取り調査を行なった。

なおカードには、検索項目として、障害別、年齢別、福祉サービスおよび関係機関別の3つを定めた。

### 2. 手引きの構成と内容

#### (1) 手引きについての考え方(意義)

筆者がまず手引きを作ろうとしたきっかけは、障害を持った子との出会いからである。その子が自分の受け持ちのクラスに転入してきた時、自分が障害についてこれまで何も知らなかったことを思い知らされた。彼がこれから成長し、さまざまな困難に出会う時、何をアドバイスし、どうすればよいのか皆目見当がつかない。それで、その手がかりとなるような地域の資源を知るための手引

\*北海道教育大学情緒障害教育教員養成課程  
千歳市立北斗中学校

きを作ろうと思いついたのである。

調べてゆくと、社会資源に関してはたくさんの資料があることがわかった。その社会資源と社会資源の間の連絡を取り合う立場の人々、パイプ役になる人々として医師、保健婦、相談員、教師、その他障害者の関係機関の人々が考えられる。この関係者に、障害者の親御さんの悩みや質問の解決の糸口になるような、地域資源についてのくわしい資料があれば、その資源をより有効利用することができるのではないだろうか。そして一般の人々もその資源を知ること、気軽に援助や参加ができるのではないだろうか。あくまで利用する人々の立場になって、広く浅く、難しい法律用語は使わずに見やすく便利な、あるいは今後のよりよい手引きづくりの一つのステップとして手引きづくりの試案をつくらうと考えた。

## (2) 構成

手引きづくりのモデルとして、前述の心身障害者児福祉手帳を参考にした。この手帳はかなり古くから作られ、今のような形が定着したのは昭和57年度からである。その手帳は項目がきめ細かく分類されており、担当の方の苦心の跡がみられ、またその内容も年々充実してきている。特に、発刊に当たっての巻頭言で市長が「社会的自立の道は、決して容易なこととは申せませんが、是非この『福祉手帳』を十分に活用していただいて、福祉制度を十分熟知され、不自由のない社会生活を送っていただくことを、心から願ってやみません。」<sup>1)</sup>と述べ、福祉制度に対する市の積極的な姿勢がうかがえる。この「福祉手帳」は、心身障害者の施行細則や年金、助成金給付等の経済的援助、就労、医療、在宅サービス等のことがくわしくのせられ、また関係機関等の住所、電話番号等が書かれており、たいへんわかりやすい。しかし利用者の立場からこれに一步つけ加えるならば、教育機関および親の会、ボランティア等のことがのっていると更に便利であると考えられる。

そこで、筆者が考える手引きの内容は基本を4部構成にした。1部は、関係機関や施設を利用しやすいように、ライフサイクルにそって利用する場所をできるだけまとめ、福祉サービスおよび関係機関の活動内容を中心にした。2部は障害別に生から死まで利用できる関係機関をチャートで示した。3部では「旭川精神衛生ハンドブック」の社会サービスの所在図を参考に、障害別に利用できる関係機関の地図を作成した。4部では、使用しやすいように、アイウエオ順、障害別、福祉サービスおよび関係機関別の索引を設けた。

なおここでは障害の種類を便宜上、視覚、聴覚、精神遅滞、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語、情緒、精神、重症心身、その他の10種類に分けた。

## (3) 内容

ここでは、紙面の都合上、第一部福祉サービスおよび

関係機関の相談項目のみを掲載した。(表1)

相談機関は親御さんの悩みを解消する上で最も重要な位置を占めるもので、その果たす役割は大きいと考える。

旭川市には今回調べただけでも20以上の相談機関があり、出生から順番に、市衛生部健康相談所での乳幼児健康相談室、愛育センターでの早期療育相談室、教育委員会での教育相談室、児童相談所での心身障害に関する相談、福祉相談係での精神薄弱者および身体障害者の福祉に関すること全般と、各年代での悩みをうけとめる窓口が整備されているが、このうち意外に市民に周知されていないのが、教育機関の相談窓口である。市内の各小中学校には校内就学指導委員会があり、また市内の各特殊学校について解説してあるプリントには、「お子様のことをご心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。」とあり、これらは地域の親御さんにとっては心強いものである。また、道立の養護学校、盲学校、聾学校でも熱心に教育相談を行なっている。

地域には民生委員・児童委員がおり、更に個々に障害別の心身障害相談員が市や道から委託され、各種の相談に応じており、表1の他に実際にはさまざまな機関や個人で相談活動を行なっているのが現状である。その中で利用する側から考えると、どこでどんな相談ができるのか、相談の内容や場所を簡単に知ることができれば、有効に活用することが可能となるだろう。

次に、ここでは集めた資料の中で、福祉サービスおよび関係機関別、障害別に手引きを作成する過程で気づいた点を以下に述べる。

日常サービスでは、年々社会資源が充実してきておりこれからは公的なものばかりではなく、車椅子タクシー、給食等私的サービス業も増えてくると思われる。また、家族の不意の外出その他に対応して、現在重度心身障害者短期保護事業や一時保護の制度があるが、利用者枠の拡大を望む声が高まりつつある。

また、手当・年金、給付・貸付、補助・助成、税の減免・免除等は、その内容も手続きも複雑で、社会福祉小六法を読んでも理解が難しいところがあり、これは国の福祉行政の各省庁が異なるためとも考えられるが、行政サイドでの簡略化がぜひとも必要であると思われる。

医療面では、1日に1人で何十人もの患者の治療にあたり、多忙をきわめている医師が障害者の相談に応じている現状もあるが、旭川は7つの病院にメディカル・ソーシャルワーカーが9名おり、患者の相談に応じている。例えば、患者が通院等に車椅子を必要とする場合、そのために必要な身体障害者手帳の交付を受ける手続きを説明するなど、生活と直結したアドバイスを行なっており、今後その需要がますます高まることであろう。また、保健所や市役所の保健婦が、健康相談等で地域に根ざした精力的で地道な活動を行なっている。

表1 相談機関

	相談事項	内容	場所
新生・乳幼児・学齢期	妊産婦健康相談	妊婦の保健指導, 栄養指導, 家族計画の相談	市役所健康相談所
	乳幼児健康相談	健康診査後の継続支援児と一般の乳幼児の発育発達 の保健指導, 子育て上の悩みについての相談	市役所健康相談所
	旭川市早期療育相談室	就学前の心身の発達に遅れのある, またはその疑いのある乳幼児についての相談	愛育センター
	家庭児童相談	児童に関する各種の問題の相談	市役所児童家庭課児童家庭室
	北海道旭川聾学校乳幼児相談室	聴覚に障害をもつ3才未満の乳幼児の就学までの間に個々の持っている可能性を引き出すための相談	北海道旭川聾学校
	北海道旭川盲学校幼児相談室	盲児の教育に関する相談	北海道旭川盲学校
	教育委員会教育相談室	教育に関すること, お子さんについての悩みごと 気になることの相談	市役所教育委員会
青年 老年期	心身障害に関する相談	保健相談, 自閉症, 肢体不自由児, 視聴覚, 言語障害, 精神薄弱, 重症心身障害児(者)相談	旭川児童相談所
	心身障害者雇用促進相談	心身障害者の就職についての相談	市役所福祉課福祉相談係
	しごとにつくための相談 しごとの悩みの相談	就職のこと, 障害のこと, 仕事の心構えの相談 職場の悩みや, 職場での人づきあいなどの相談	北海道障害者職業センター旭川支所
	障害者雇用職業相談 身体障害者内職相談 福祉相談	心身障害者の雇用・就労についての相談 心身障害者の内職に関する相談 精神薄弱者及び身体障害者の福祉に関すること全般	旭川公共職業安定所 旭川身体障害者福祉協会 市役所福祉課福祉相談係
一生を つう じて	身体障害者診査更生相談	在宅の身体障害者(児)に対する, 専門医及び関係機関職員による診断と相談	市役所福祉課福祉相談係
	巡回重度心身障害者(児)医療相談	更生医療, 補装具給付, 施設入所, 介護方法, 機能訓練, 生活, 日常生活用具等の相談	市役所福祉課福祉相談係
	ろうあ相談	聴覚障害者の生活相談, 雇用相談	市役所福祉課・旭川ろうあ協会
	精神衛生相談	心の病気や悩み, 治療, 家族の対応のことなどについての相談	旭川保健所
	電話による健康相談 いのちの電話	個人の健康に関する悩みなどの相談 不安や悩みなどの相談	市役所健康相談所 旭川いのちの電話センター

住宅対策として, 市では従来の市営住宅2戸を障害者用として1戸に改造したり, 新しく建て替える住宅の1階に組み入れる等の工夫をしており, 制度枠内で流し台や風呂場の手入れ等を行ない, 障害者の相談にも柔軟に対処している。

市内には多数の親の会, 障害者・ボランティア等の団体があり, 研修会も盛んで古くから地道な活動を続けている。その中で, 旭川肢体不自由児総合療育センターでは, 延べ15団体が参加して, 肢体不自由児に対する理解を深め, 活動を円滑に行なうことを目的として, ボランティア委員会が組織されている。また重症心身障害児施設北海道療育園においても同様の試みがなされ, 施設と地域との交流をとおして市民の福祉意識を向上させることに大きな意義が認められる。このような一つの施設の中で, 人と人との交流がはかれることは画期的なことであり, 他の組織のこれからの指針となる。

また, 旭川身体障害者福祉協会では, 「青年の集い」を催し, 適齢期の青年の出会いの場を提供している。

### 3. 考 察

ここでは, 親御さんの立場からの意見と, 関係機関のあり方についてそれぞれまとめ, 考察する。

#### (1) 親御さんの立場から

障害児の親御さんのなまの声として, 次のようなものがある。

「何をするにも, どこに連れてゆくにも将来のことを

考えると, 何もかも気が遠くなるぐらいむずかしく, 苦しく困難なことばかりである。そしてワラをもつかむ思いで, 何でもやってみようとすべてを投げうって, 家族も姉妹もかえりみず努力してみても, 個人の力は限られ…… (後略)」<sup>9)</sup>

また, 研究会で必ずといっていいほど親御さんから, 「うちの子は現在〇〇の状態ですが, どこに行って誰に相談したらよいかわかりません。どうすればよいのでしょうか。」という質問が出る。たとえ, その研究会のその目的と質問内容が異なったとしても, 親御さんは無理を承知でのごことであると思われる。上記のような質問の飛び出す背景には, それまで親御さんの悩みの解決の糸口になるような相談の場所や人が得られず, 専門家と巡り会いチャンスを求めた結果であろう。

今回聞き取り調査した中でも, 役所の正式な名称がわからず, 堂々巡りをし, あちこちたずね歩き, 目的の所にたどり着いたのは3ヶ月後という方がいた。また, 経済的援助の存在を知らず, 体が不自由なため, 困窮した生活を送っている方が知人に相談員を紹介されてはじめて経済的援助の方法があることを知り, 手続きを取ったというお話をうかがった。

以上のことから, 障害者やその家族の方が, その地域で生活していく上でのさまざまな情報を, できれば出生直後から知って, より効果的に地域資源を利用することができるような体制を整えて行くことが, ぜひとも必要であろう。そして, 利用できる社会資源を知らないこと

で蒙るデメリットを最小限にとどめるような方策が必要と思われる。

#### (2) 関係機関

ある施設のパンフレットには、入所手続きに際して次のように記述してある。「入所を希望する方は、居住地の役場、または福祉事務所へ入所申し込みをして下さい。」とある。しかし、市役所に福祉部福祉課はあるが、福祉事務所は存在しない。利用する立場からはそのわずかな呼称の違いで、どこに行けばよいか不安になるであろう。ぜひとも正式な名称の記述が望まれる。

また、利用者にとってやっかいなものが、前述したように、手当・年金、給付・貸付、補助・助成、税の減免・免除等の経済的援助に関する用語の難解さと手続きの煩わしさである。例えば、年金一つを例に上げても、昭和61年度からの年金制度改革により、20歳から60歳までの国民すべてが加入することになったが、国民年金法による障害基礎年金と、厚生年金法による障害厚生年金があり、旭川市では手続きが市役所の保険年金課年金係と社会事務所に分れている。どちらに該当するか調べるためには直接行って確認するか、パンフレットを読むなどしなければならないが、その制度は複雑で一度ではなかなか理解しがたい内容である。

さらに、例えば自動車の免許を取得し、購入して改造し、駐車する場合、市役所の福祉課、教習所、販売店、上川支庁自動車税課、軽自動車ならば市役所税務課諸税係、中央警察署、あるいは東警察署に行かなければならないのである。この他にも日常の援助を受ける上で、住民票、戸籍抄本・謄本、診断書などあちこち走りまわらないと入手できない。これらの手続きは当然と言えば当然のことであるが、障害者やその家族にとっては、精神的にも体力的にも負担を強いるものになる場合がある。

そこで、例えば市役所の一部分に、管轄や公立、私立の枠に止まらず、障害者の複雑な手続きを代行してくれる人達が一個所に集まるような場所ができれば、何度もあちこち歩きまわる必要はなくなるであろう。また、前述の経済的援助に関する事項に熟知した、経済アドバイザーがそこにいて、難しい手続きがわかりやすく納得のいくようなアドバイスしてくれる人がいれば、なおさら便利であろう。

また、どの社会資源にもあてはまることだが、利用される施設・機関にはぜひわかりやすい案内がほしい。例えば旭川聾学校では、「北海道旭川聾学校乳幼児相談室」と玄関に大きく一目でわかる看板をかかげている。また、市役所の衛生部健康管理課では、市民が利用しやすいように、入り口や天井、各室のコーナーごとに、それぞれの項目の看板を下げているが、このようなひと目でわか

さらに入りやすい雰囲気を作ることも必要である。

#### 4. 今後の課題

今回手引きを作成するための資料づくりをした中で筆者が感じたこと4点を以下に記述する。

(1) 調査対象が多領域にわたったため、あえてふれなかったが、前述したように、社会的に生きていく上で、社会基盤が整備されていないが故に障害を持っていると考えるならば、寝たきりの老人や体の不自由な老人を、当然手引きに含めて考えていかなければならない。また、これからの高齢化社会には欠くことのできない一項と考えられる。

(2) 今後、社会資源が充実し、増えるにしたがって、旭川市全体のあらゆる社会資源に精通した人、あるいはジャンル別に精通した人、もしくは情報を集約するような機関（センター）が必要であると思う。障害者および家族、関係者そして市民が、そこに行けば有効な情報や手がかりが得られるような専門の人や場である。

(3) 上記とも関連するが、マスメディアの発達している現代だからこそ、障害者のためにこんなサービスがある、こんなことをやっているというような情報を、大量に意識的に流す操作を行政サイドに望みたい。

(4) 人と人とのつながり、地域とのコミュニケーションを高めるために、医療・行政・教育・労働などの関係機関の、そして全体の交流が急務である。また、障害者、その家族の悩みや苦しみの声が、関係者に吸い上げられるような会合や交流がたくさん持たれることが必要である。

以上4点にまとめたが、障害者やその家族が知らないこと、わからないことが、どんどんわかるようになること、そのためには、地域住民が社会資源をよく知る、または知る為の努力をしなければならないと思う。そして、社会資源の過不足を補い、住みよい地域を作っていくことが、私達の現在の課題であると思われる。

手引きの作成にあたり、御協力いただいた方々に心より感謝申し上げます。たくさんの資料、ご指導、貴重なお話、本当にありがとうございました。

#### 文 献

- 1) 旭川市福祉部 (1989) : 心身障害児者福祉手帳
- 2) 旭川市福祉部 (1989) : 社会福祉の概要
- 3) 北海道社会福祉協議会 (1989) : 道民福祉ガイド
- 4) 北海道社会福祉協議会 (1989) : 北海道の福祉指標
- 5) 旭川市精神衛生協会 (1986) : 旭川精神衛生ハンドブック 第一版
- 6) 吉本充賜 (1986) : 障害者福祉への視座, ミネルヴァ書房